2024年度　会社法基礎1　　期末試験問題　[redacted]

【設問1】次の（1）～（10）において、文章の内容が正しければ○、誤っていれば×と答えなさい。（3点×10＝30点）

（1）取締役会設置会社においては、会社法上の公開会社であるか否かにかかわらず、株主総会の招集通知は株主総会の日の2週間前までに株主に対して発しなければならない。

（2）判例によれば、株主が株主総会に先立って議題に関して質問状を送付しても、実際に株主総会の場で質問されない限り、取締役は説明義務を負わない。

（3）株主総会決議に取消事由がある場合でも、それが招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正である場合には、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、取消しを求める請求を棄却することができる。

（4）取締役会において代表取締役を解職する旨の決議を行おうとする場合、判例によれば、当該代表取締役は議決権を行使することができない。

（5）取締役会設置会社において、代表取締役AがBに対して負担する債務について、Aが当該会社を代表して、取締役会の承認を得ないままに債務引受の意思表示をした。この場合、判例によれば、当該会社は、Bが悪意であるかどうかを問わず、当該債務引受が無効であることをBに対して対抗できる。

（6）監査役設置会社である株式会社において、ある取締役が使用人を兼務している。この場合、判例によれば、取締役として受け取る報酬についてはもちろん、使用人として受け取る給与についても、株主総会の承認が必要である。

（7）取締役の第三者に対する損害賠償責任（会社法429条1項）が生じるためには、判例によれば、取締役において第三者に対する加害について悪意又は重過失があることが必要

である。

（8）取締役会設置会社である株式会社の取締役であるCが、自己の名によりかつ自己の計算により、当該株式会社から土地を取得した。この場合、Cが取締役会の承認を得ているかどうかにかかわらず、本件取引により当該会社に損害が発生した場合、Cは任務を怠ったことが推定される。

（9）監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを置くことができるのは、取締役会設置会社ではない会社である。

(10) 監査等委員会設置会社においては、定款に定めを置くことにより、多額の借財についての決定権限を取締役会から取締役に委任することが可能である。

【設問2】次の〔事実〕を読み、〔問題〕に答えなさい。(30点)

〔事実〕

1．甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社で監査役設置会社である。甲社は単元株制度を採用していない。甲社の代表取締役はAとB、取締役はCとDであり、監査役はEである。

2．Aは、甲社が事業のために購入した土地（以下「本件土地」という。）について、取締役会の承認を得て、甲社が賃貸借契約を締結して借り受けてきた。ところが、賃貸借契約が終了したのちも本件土地の占有を継続し、甲社への返還を拒み続けていた。

3．10年以上甲社の株主であるFは、Aが土地を占有し続けているのは問題であると考え、①甲社の所有権に基づく本件土地の返還請求に係る訴え、②賃貸借契約の終了による本件土地の返還請求に係る訴えをAに対して提起するよう求める請求書を、代表取締役B宛に提出した。

4．Fの請求書を受け取った代表取締役Bは、その直後に開催された取締役会（取締役及び監査役の全員が出席していた。）において請求書全文のコピーを資料として配布した上で、その内容を報告した。その後、取締役も監査役も、Aに対して提訴する旨の判断

はしなかった。

5．Fは、Bに対して提訴請求をしてから60日以上経ってもAに対する訴えが甲社からなされなかったため、甲社のために上記①②の訴えを提起した。

〔問題〕

Fが提訴した①②の訴えについて、本案判決（＝請求の当否を判断する判決）をすべきか、却下判決（＝請求の当否を判断せず、訴えを門前払いする判決）をすべきか、答えなさい。争いがある場合には、判例によること。なお、本案判決をすべきとする場合に、実際に請求の当否を判断する必要はない。

# ２０２４年度 春～夏・夏学期　成績評価に関する講評

| | |
|---|---|
| 科　目　名 | 会社法基礎Ⅰ |
| 担当教員名 | [redacted] |

**Ⅰ　成績評価の基本方針**

平常点：期末試験＝40：60（平常点のうち予習課題 10、中間レポート 30）

採点は加点法による

いずれも、正解によって加点する

**２　期末試験の出題の趣旨**

設問１は、条文および判例の知識を問うものである。

設問２は、株主代表訴訟の手続きについて、判例に沿って処理することができるかを問うものである。提訴請求の送付先の誤りと請求の適式性が問題となった最判平成 21 年３月 31 日民集 63 巻３号 472 頁、および株主代表訴訟の対象となる責任の範囲に関する最判平成 21 年３月 10 日民集 63 巻３号 361 頁を念頭に解答することが求められる。

**３　期末試験の答案についての講評**

【設問１】

（１）× 299 条１項。公開会社か否かによって発送期限は変わる。

（２）○ 東京高判昭和 61 年２月 19 日判時 1207 号 120 頁。

（３）× 831 条２項。著しい不公正は裁量棄却の対象とならない。

（４）○ 最判昭和 44 年３月 28 日民集 23 巻３号 645 頁。

（５）× 最判昭和 43 年 12 月 25 日民集 22 巻 13 号 3511 頁。Ｂが善意の場合、無効を対抗出来ない。

（６）× 最判昭和 60 年３月 26 日判時 1159 号 150 頁。

（７）× 最判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 巻 11 号 2150 頁。

（８）○ 423 条３項。

（９）× 389 条１項。監査の範囲の限定をできるのは、公開会社でない会社である。

（10）○ 399 条の 13 第６項。

学生によって、成績のばらつきが大きかった。

【設問２】

（採点基準）

・株主要件、提訴の待機期間の経過等、株主代表訴訟を適法に提訴するための要件が検討されている　６点

・提訴請求の送付先についての問題について

　　・問題の所在を指摘している　２点

・判例の規範を正しく示している　５点
・適切に事実を当てはめている　　５点

・提訴請求の対象となる責任の範囲について
・問題の所在を指摘している　２点
・判例の規範を正しく示している　５点
・適切に事実を当てはめている　　５点

問題の指摘ができている者は、概ねよく書けていた。他方で、問題の指摘ができない者も散見された。

**５　その他**